

## 第 2 回下水道事業経営審議会

## 【要旨】

## 1 審議委員から要求のあった資料の提示

第 1 回下水道事業経営審議会（令和 3 年 1 月 15 日開催）で要求された、下水道事業のうち汚水のみを試算を提示する。（雨水については、公費負担が原則である。）

## 2 事業計画期間 【令和 4 年度～令和 14 年度】

次期計画期間は、高資本費に要する繰入（市会計から下水道事業会計への負担金）基準がなくなる令和 5 年度を含む令和 4 年度～令和 14 年度の 11 年間とする。

## 【試算の考え方】

## 1 下水道使用料収入の見込み

(1) 令和 3 年度当初予算見込みをベースに国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の人口推計により下水道区域内の人口は、令和 2 年度～令和 7 年度は、 $\nabla 1.0508\%$ /年、令和 8 年度～令和 12 年度は、 $\nabla 1.1400\%$ /年、令和 13 年度～令和 14 年度は、 $\nabla 1.2464\%$ /年での下水道使用者に対する下水道使用料を見込む。

(2) 大口需要

令和 5 年度から  $8,500 \text{ m}^3 \times 1/2 \times 2/3 \times 300 \text{ 日} = 850,000 \text{ m}^3/\text{年}$   
 $\Rightarrow 70,800 \text{ m}^3/\text{月} \quad 1,400 \text{ 万円/月} \rightarrow 16,800 \text{ 万円/年}$   
 A 社（本郷産業団地）令和 6 年度から  $3,000 \text{ m}^3/\text{月} \quad 700 \text{ 万円/年}$   
 B 社（本郷産業団地）令和 8 年度から  $4,000 \text{ m}^3/\text{月} \quad 950 \text{ 万円/年}$

(3) 下水道接続による増加件数（新規）

年間 200 件の新規増加件数を見込む。（令和 4 年度～令和 14 年度）

## 2 繰入見込み

企業債元利償還に対する繰入基準により算出する。（基準外繰入無し）

## 3 繰延収益（長期前受金戻入）見込み

年度別に既存資産および新規取得分に応じ算出する。

## 4 事業費用の見込み（減価償却費を除く）

令和 3 年度予算ベースで積算 令和 4 年度度以降は、前年度対比年 0.1% 上昇見込みで算出する。

ただし、合併浄化槽については、人口減少分が使用中止と見込み費用減少率を人口減少率の割合に応じ算出する。

## 5 減価償却費見込み

年度別に既存資産および新規取得分に応じ算出する。

## 6 試算（4 ケース）

(1) 現在の使用料で試算する  $\Rightarrow$  令和 5 年度から赤字：141,908 千円  
 下水道使用料  $2,500 \text{ 円}/20 \text{ m}^3$ （税抜）  $2,750 \text{ 円}/20 \text{ m}^3$ （税込）

(2) 20%UP（国が示す最低限の使用料金額） $\Rightarrow$  令和 9 年度から赤字：15,506 千円  
 下水道使用料  $3,000 \text{ 円}/20 \text{ m}^3$ （税抜）  $3,300 \text{ 円}/20 \text{ m}^3$ （税込）

(3) 28%UP（収支採算ライン） $\Rightarrow$  令和 14 年度黒字：2,992 千円  
 下水道使用料  $3,200 \text{ 円}/20 \text{ m}^3$ （税抜）  $3,520 \text{ 円}/20 \text{ m}^3$ （税込）

(4) 30%UP  $\Rightarrow$  令和 14 年度黒字：22,348 千円  
 下水道使用料  $3,250 \text{ 円}/20 \text{ m}^3$ （税抜）  $3,575 \text{ 円}/20 \text{ m}^3$ （税込）